



2022年2月9日

各 位

会社名 株式会社 伊予銀行
代表者名 取締役頭取 三好賢治
(コード番号 8385 東証第1部)
問合せ先 総合企画部長 林光博
(TEL. 089-907-1034)

株式報酬制度における株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2018年8月20日に導入した当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、本制度導入のために設定済みである信託（以下、「本信託」という。）の受託者が行う当行株式取得に関する事項について決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2018年5月11日付「取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、自己株処分につきましては、本日付「株式報酬制度における第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当行
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当行及び当行役員から独立した第三者を選定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	2018年8月20日
(8) 金銭を追加信託する日	2022年2月28日
(9) 信託終了日（延長後）	2024年8月末日（予定）

2. 本信託の受託者による当行株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得価額の総額	638,000,000円
(3) 取得する株式の総数	1,000,000株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分による取得
(5) 株式の取得時期	2022年2月28日

以 上